

文教厚生常任委員長報告

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 森元 秀一

議案第76号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「今回の改正で保育事業など影響はあるのか。」との質疑があり、**福祉課長**から、「この改正による影響は特にありません。また、事業実施に

対する相談もあっておりません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」

委員より、「今回の条例改正による予算の増額は。」との質疑があり、**福祉課長**から、「新たに1,000人前後の対象者が増え、更に自己負担もないことから、1,500万円から2,000万円程度の増額を見込んでいます。」との答弁があり

ました。

また、**委員**より、「改正に伴う住民への周知は、どのようにされるのか。」との質疑があり、**課長**から、「受給者証の送付の際に、制度を詳しく記載した資料を同封いたします。また、ホームページ掲載や市外に対する情報発信にも努めて参ります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より、「旧乙姫小学校の解体内容は。」との質疑があり、**学務係長**から、「2階建ての校舎を解体し、体育館横の平屋建ては残す

ことで計画をしていました。」との答弁がありました。また、**委員**より「今後の利用も含め、地域の方々との意見交換をしながら進めてもらいたい。」との意見がありました。

また、**委員**より、「英語検定チャレンジ事業の内容は。また成果は出ているのか。」との質疑があり、**係長**から、「現在、2回の英語検

定が実施され、中学3年生を主に127名が受験しています。また第3回目は中学1、2年生を主に年明けに計画しており、併せて小学校5、6年生を主に英検ジュニアの実施を計画しています。」との答弁がありました。

「解体工事や移転設計の時期が影響しますが、令和2年度内には完成、移転を目指しています。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より、「コンビニ交付に移行してからの動向は。」との質疑があり、**市民課長**から、「本年2月からコンビニ交付を開始して

いますが、10月までの実績として329件の利用があり、主に住民票や印鑑登録証となっております。また以前の自動交付機の実績までには及んでいませんので、今後マイナンバーの取得と併せて、コンビニ交付の利用啓発に努めてまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。



仮移転中の阿蘇市子育て支援センター
(旧山田小学校内)

議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」

議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）」

議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」

議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」

議案第96号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」

議案第97号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」

議案第98号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」

議案第99号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）」

議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）」

委員より、「アゼリア21施設について、現在の指定管理者が来られてからの動向は。」との質疑があり、**教育部長**から、「平成24年からの平均的な利用者数は、昨年度実績では若干伸びていますし、維持管理にお

いても技術的な分野の職員もおり、適切な管理運営等がなされています。また、指定管理者としてのノウハウを生かした、様々な実施プログラムなども開催されています。」との答弁がありました。

また、**委員**より、「健康増進に多分な貢献をしていると思うが、施設の老朽化に対し、計画的な改修を行う必要があるのでは。」との質疑があり、**部長**から、「課内の検討委員会で長期的な修繕計画や大規模改修等について検討をしています。今後、突発的な営

業停止にならないよう、専門的な技術者を入れた中で、検査・調査等を行いたいと考えています。」との答弁がありました。

また、**別の委員**より、「阿蘇体育館の駐車場が狭いと思うが、周辺の駐車場確保をどう考えているのか。」との質疑があり、**部長**から、「今後、東側の仮設住宅部分を駐車場として確保し、大規模なイベントについては、内牧支所などの利用やシャトルバスなどで対応しています。」との答弁がありました。



アゼリア 21

また、**別の委員**より、「指定期間の基準は、どう決められているのか。」との質疑があり、**財政課長**から、「施設については、地域振興型とサービス提供型の大きく2つに分類し、基本的には、地域振興型は収益が上がる施設であるため3年間とし、サービス提供型は収益だけでは賄うことができないような施設で5年間を指定期間と

以上のような審査を経た結果、議案第92号から議案第101号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、**陳情第1号**は、賛成多数で趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

陳情第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすこと」を求める陳情書

委員より、「これまでに、様々な場面で社会的弱者支援などの要望活動を行っており、あえて我々一つの自治体の議会が意見書を出す必要はないものと思われることから、保留すべきだと考えます。」との意見があり、**別の委員**より「私は採択してもいいと思う。」との意見もありました。また、**別の委員**より、「陳情に対しては賛成ですが、まずは国保運営の安定化として、予防